

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和7年9月24日

一般社団法人名古屋スポーツコミッション
代表理事 杉野 みどり

1 業務の概要

(1) 業務名

名古屋スポーツ×観光情報サイト取材・記事作成業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から2026年3月31日まで

(4) 契約上限金額

4,130,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本契約の締結日までに申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」、「映画・ビデオ等の制作」、「コンピューター関連サービス」又は「システム開発」で競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる名古屋市競争

入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。

- (6) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業協同組合等(以下「組合」という。)と当該組合の組合員との双方が同時に本プロポーザルに参加しようとししない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本プロポーザルに参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本プロポーザルに参加することができる。
- (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」という。)の期間がない者であること。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目18番1号
デザインセンタービル7階 デザインラボ9号室
一般社団法人名古屋スポーツコミッション事務局
電話：052-212-6945 FAX：052-212-6946
電子メールアドレス：info@nagoyasc.jp

(2) 本プロポーザルに係る仕様書等の入手方法

一般社団法人名古屋スポーツコミッション(以下「コミッション」という。)のウェブサイトからダウンロードする。
アドレス <https://nagoyasc.jp>

(3) 質問回答

実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、コミッション事務局へ連絡し、質問票(様式 4)に必要事項を記載し、電子メールにより送付すること。

ア 質問の受付場所

(1)に同じ

イ 質問の受付期間

令和7年9月29日から令和7年10月3日午後5時00分まで

ウ 回答期限

令和7年10月6日午後5時00分

エ 質問に対する回答は、コミッションのウェブサイトに掲載する。仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 企画提案書(様式 1)
- (イ) 業務実施体制(様式 2-1) 業務実績(様式 2-2)
- (ウ) プロポーザル提案書(様式 3-1, 2)
- (エ) 見積書及び内訳書(様式は自由)

イ 作成に当たっての注意事項

- (ア) A4縦長左綴じで、正本(1部)はホッチキス留めとし、副本(7部)はクリップ留めとして、合計8部作成する。
- (イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し、受注証明書等)を添付する。
- (ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。
- (エ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(コミッション事務局から指示があった場合を除く。)

ウ 提出期間

令和7年10月7日午前9時00分から令和7年10月24日午後5時00分まで(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する名古屋市の休日(以下「休日」という。)を除く。)

エ 提出場所

(1)に同じ

オ 提出部数

8部(正本 1部、副本7部)

カ 提出方法

持参又は郵送(書留又は簡易書留に限る。)

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

キ 提出された企画提案書等の取扱い

- (ア) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、公表等が特に必要と認められる場合は、名古屋スポーツコミッションは企画提案書等の全部又は一部を無償で使用するものとする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者

の選定以外の目的では使用しない。

(ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

(1) 審査の手續き

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の評価は学識経験者等のうちから指名する「名古屋スポーツ×観光情報サイト取材・記事作成業務委託事業者評価委員」が行う。

ア 第1次審査(書面審査)

(ア) 提出された企画提案書等及びその他提出書類により、参加資格の有無について確認するとともに、別添の評価基準に従い書面審査を実施する。

(イ) 第1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の5者に対し、下記イの第2次審査を行う。ただし、企画提案書等の提出者が5者以下の場合は、第1次審査を実施しない。

(ウ) 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和7年10月27日(予定)までに電子メールにて通知する。

イ 第2次審査(ヒアリング)

(ア) 日程 令和7年11月4日(予定)

詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 審査(ヒアリング)は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。

(ウ) 評価基準については、第1次審査と同じものを使用する。

(エ) 本審査への出席者は3人以内(うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は1者あたり20分程度(説明10分、質疑10分程度)を予定している。

ウ 評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手續を行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契

約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止(名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。)又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

オ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由(以下「無資格理由」という。)を電子メールにより通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

5 審査結果の通知・公表

全提案者の順位と点数は、企画提案書等を提出したすべての者に電子メールにて通知する。

6 契約候補者に選定されなかった者及び選定された者に対する理由の説明

(1) 契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(様式は自由。)により説明を求めることができる。

(2) 書面は持参して提出する。

(3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

ア 受付場所 3(1)に同じ

イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分を除く。)

(4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

(5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

7 その他

- (1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は、無効とする。
 - ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案
 - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - エ 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - カ 仕様書に示した内容を満たしていない提案
- (3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない(コミッション事務局から指示があった場合を除く。)
- (4) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(1)に掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録(アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)にある申請手引に従って申請をし、契約の締結日までに当該資格の認定を受けてください。
- (5) 本プロポーザルの提案者が委託者から受領した書類は、コミッションの了解なく公表又は使用してはならない。
- (6) 1者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。
- (7) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と委託者が認める場合はこの限りではない。
- (8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面(様式は自由。)により持参または電子メールにて届け出るものとする。
- (9) 企画提案書等の提出後、コミッションが必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、3(4)キと同様とする。